

(PDF版・2の2) 『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』 「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」 「二 人間の前での神」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」 「二 人間の前での神」 (55-114頁)

「二 人間の前での神」

「概念の全き意味での愛」は、「三重の意味で問題となり得る」——すなわち、それは、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での「三度別様」な「三つの存在の仕方」(性質・働き・業・行為・行動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体)における「その愛の中で、われわれの現実存在全体が賭けられているが故に、ただこの方」〔その第二の存在の仕方、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「ナザレのイエスという歴史的形態」としての「イエス・キリストの〈名〉」(「最初の起源的な支配的なくしるし〉」)、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(「啓示との〈間接的同一性〉」、すなわち啓示との区別を包括した同一性において存在している「啓示の〈しるし〉」)としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているただこの方〕、「この対象に対してだけ」、「すなわち、自分自身の中で、それが、〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて〕われわれの現実存在を賭けるようにとわれわれを招き・要求することができるところのこの対象に対してだけ」、「この招きと要求を、事実われわれに向かってさし出し、この招きと要求に従うよう事実われわれを動かすところのこの対象に対してだけ問題となり得る」。その「三重の意味で、われわれが……そのほかの何者あるいは何物も愛することができないような仕方で、キリストにあっての神としての「神を愛するように拘束されているということ(「詩篇七三・二五)」は、「とりわけ許し、解放、許可である」。

そのような訳で、われわれは、「まさにそのことが妥当するが故に、まさに〔キリストにあっての神としての〕神が、そのことが妥当することがゆるされるところの方であるが故に、……今、さらに続けてこう言わなければならない」——すなわち、われわれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓

示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、キリストにあっての神としての「神をすべてにまさって愛することがゆるされるが故に」、キリストにあっての神としての「神は、すべてにまさって〈われわれが恐れなければならない〉方である」と言わなければならない。「われわれは、もしも神の言葉に拘束されているならば〔すなわち、もしも「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」を前提条件とした（すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた）主観的な「認識的なくラチオ性」と客観的な「存在的なくラチオ性」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉に拘束されているならば、**確かにここでは**〔そのことに対して〕**抗弁することはできないであろう**。「愛の中にあるのではない恐れ、換言すれば全き愛によって取り除かれるところの恐れ（Iヨハネ四・一八）」は、「われわれがすべてにまさって神を恐れなければならないところの恐れではなく」、「われわれがすべてにまさって愛することがゆるされている方以外の他者あるいは他の物を恐れる際の恐れである」。「そのような恐れ」は、「確かに愛によって取り除かれる（中略）愛の中にあることはできない」。しかしながら、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「**神の言葉に拘束されているということ**」は、「旧約および新約聖書全体によれば、疑う余地なく、（中略）その言葉をわれわれに向かって語り給う方をすべてにまさって恐れなければならないということである」。したがって、われわれは、「まさに〔キリストにあっての神としての〕神がすべてにまさってわれわれが愛することを許されている方であり給うということからしてこそ、その真剣さと力を持っている命令、補足、われわれの身に及ぶ公用徴収」としての「〈ねばならない〉ということに強調点を置く」。「ここでもまた、人が〔キリストにあっての神としての〕神を恐れなければならないのでないようなところでは、〔「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）に基づいた、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の〕神の言葉に相對してのいかなる信仰も、いかなる信頼もないであろう」。したがって、「ここでも、……人が、〔自然神学の段階で停滞し循環することによって、〕すべてにまさって恐れなくてもよいような一つの対象の認識の問題性というものを〔すなわち、すべてにまさって恐れなくてもよいような、人間の肉体・身体と精神・意識を介した普遍的で実践的な全自然（自然の一部としての自己身体、性としての他者身体、人間化された自然としての人間的自然を含めて宇宙を含めた外界としての自然）との相互規定的な対象的活動（マルクス『経済学・哲学草稿』）によつ

て生み出された人間的自然としての一つの対象の認識の問題性というものを)、〔キリストにあっての神としての〕神の認識の探究の中に運び入れることは許されないと「警告されなければならない」。

「われわれが語っている三重の意味での〈ねばならない〉」は、「〈一つには〉、… …〔キリストにあっての神としての〕神が、ご自身において恐るべき方であり給うということ〔すなわち、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神としてのご自身において恐るべき方であり給うということ〕、それであるから神の前から逃れる道があるなどと考えることはできないということから成り立っている」、「〈次には〉、… …〔キリストにあっての神としての〕神が、われわれに対し恐るべき仕方で出会い給うということ〔すなわち、われわれのための神としてその「外に向かつて」の外在的な「失われぬ差異性」における三つの存在の仕方において、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉・和解主、第三の形態の神の言葉である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体において、われわれに対し恐るべき仕方で出会い給うということ〕、そこで神ご自身が、われわれに対してそのことに対する根拠と契機を提供し給うことによって〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、われわれに対してそのことに対する根拠と契機を提供し給うことによって〕、われわれが、神を恐れることを神ご自身欲し給うということが明らかとなるような仕方でわれわれのためにそこにい給うということから成り立っている」、「〈最後には〉、… …〔キリストにあっての神としての〕神ご自身が、われわれに神の恐るべき姿に対する目と耳を開き給うということ〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、われわれに神の恐るべき姿に対する目と耳を開き給うということ〕、それであるから神を恐れるわれわれの恐れが実際に出来事となって起こるということから成り立っている」。「そして、それらすべてのこと」は、「われわれがすべてにまさって恐れなければならない方が、われわれがすべてにまさって愛することが許されるまさにその方以外の他のものではないということと切り離せないのである」。したがって、区別を包括した単一性において、「愛と恐れの間には何の矛盾もなく、最も密接な最も必然的な関連性が成り立っているということと切り離せないのである」。したがってまた、その時には、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教会的な

補助的奉仕)としての教義学は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉に実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(「啓示のくしるし」)としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」に基づいた聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」——換言すれば「教えの純粋さを問う」〈教会〉教義学、〈福音主義的な〉教義学の課題と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」——換言すれば区別を包括した単一性においてその〈教会〉教義学に包括された「正しい行為を問う」特別な神学的倫理学の課題(ここにおいても、言葉と行為は二元論的に分離・対立しておらず、区別を包括した単一性において、その言葉自身が「おのずから」・「必然的に」行為へとつれ出して行くように出来上がっている)、それ故に自己欺瞞に満ちた市民的常識・市民的観点における通俗的な隣人愛ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法(神の命令・要求・要請)である全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を「おのずから」・「必然的に」目指して行くことになるのである。

そのような訳で、われわれが、「まさに……〔「その方がそれらのものをわれわれに与えることによって、われわれに対する権利を取得し給う」〕その方をすべてにまさって愛することが許されているという許し、解放、許可を持つことによってこそ」、われわれはまた、われわれが「暫時的にも、後からも、何の要求も持ち出すことができない方」、また「愛することを忘れてたり中断したりすることができないであろう方」の「命令〔キリストにあっての神としての神の要求・要請〕を受け取るのであり、……われわれが神を恐れなければならない捕捉と公用徴収がわれわれの身に及ぶのである」。「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(「啓示との〈間接的同一性〉」、すなわち啓示との区別を包括した同

一性において存在している「啓示の<しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神を愛する者こそ」が、キリストにあっての神としての「神を愛するということが、……彼に与えられる許しであることを知っているが故にこそ」、「まさに彼が〔後続してキリストにあっての神としての〕神をあの三重の意味〔第一段落目を参照〕で愛し返すことが許されるために、先ず第一に〔先行してキリストにあっての神としての〕神が彼を愛し給うたということを知っているが故にこそ」、「彼は、……その方なしでは……彼自身の終り〔「われわれの現実存在の除去」・「破滅」〕を意味しなければならないであろうところの方として恐れるであろう」。何故ならば、われわれの終り（「われわれの現実存在の除去」・「破滅」）を意味しないところの、「われわれがすべてにまさって恐れていないところのもの〔者、物〕……を、われわれは本来全く恐れていない」からである。したがって、「恐れるということ」は、われわれの終りを意味しなければならないであろうところの〔すなわち「われわれの現実存在の除去」・「破滅」を意味しなければならないであろうところの〕、「われわれがすべてにまさって愛することが許されている対象のところでだけ問題となることができる」〔すなわち、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示との<間接的同一性>」において存在している「啓示の<しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神のところだけ問題となることができる〕。「われわれは、その方を、その限りすべてにまさって恐れなければならない。このような訳で、「われわれは、まさにその方を愛することが許されているからこそ、その方を恐れなければならないのである」。その「対象」が、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示との<間接的同一性>」において存在している「啓示の<しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神である」。その方から与えられた「その方を愛することが許される自由」は、その自由を与える「義務を少しも負っていない」方からの「賜物である」ことからして、われわれは、その「賜物を用いることが大切であるということ」を考慮する〔認識し自覚する〕〕ことによって、「そのような自由を所有しつつ、その方の前に立つことができる……」。われわれは、「そのようなことを考慮しつつ、……〔キリストにあっての神としての〕神を恐れなければならない」。このような訳で、「自己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「父なる名の<内>三位一的特殊性」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその

「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）——すなわち、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示との〈間接的同一性〉において存在している「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての「神は、人間が本当に愛することが許され・本当に恐れなければならない方として、人間の前に立ち給う」。「われわれは、ここで、ルター……の小教理問答の中で、……第一の命令を説明しつつ用い、それからすべてのその他の命令を説明するための主要概念として用いたところの二つの概念、**恐れと愛**〔区別を包括した単一性において「福音と律法」という順序で論じたように**愛と恐れ**という順序で論じたバルトとは違って、ルターは、二元論的に分離し対立させたところで「律法と福音」という順序で論じたように、**恐れと愛**という順序で論じている〕を取り上げた」。

「ルターは、明らかに、神に相對して立っている人間の正常な状態というものを、それと共に……人間に相對して立ち給う神ご自身」を、「われわれは、**神を恐れ、神を愛さなければならない**」と「記述した」、**恐れと愛**という順序で記述した。「さらに第三の概念をつけ加えた」——すなわち「神を恐れ、愛し、**信頼**しなければならない」という**第三の概念**をつけ加えた。「ルターは、**第一の命令の内容**として、〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、人は、キリストにあつての神としての神だけを「真剣に**恐れ、愛**することができる」のであるから、〕……結局イエス・キリストの中でわれわれに啓示される神以外のいかなるものも理解されないであろうことを欲した……」。このイエス・キリストの中でわれわれに啓示されている「神に**信頼**をよせつつ生きる具体的な生」——それ故に「この神に**服従**しつつ生きる具体的な生は、その時、この神に対する**恐れと愛**の中で生きる生である」。「ルターによれば、はっきりと**怖れから愛へと向かう運動として理解されるべきこの二つの態度**の中で、**神の命令を守るようになるのである**」。すなわち、ルターによれば、キリストにあつての神としての「神は、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕神が出会い給う人間を、その方を通して、その二重の態度へと、……その運動〔**怖れから愛へと向かう運動**〕へと移される方として理解されなければならない……」。

しかし、「われわれが、この神を問うとするならば、……その際〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、〕イエス・キリストの中でわれわれに啓示される神が問題であることを堅くとして離さないでいるべきであるとすれば、またわれわれがそこからして〔すなわち、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固

有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事に依拠して)、再び人間を振り返り見るとするならば〔すなわち、キリストにあつての神としての「神に敵対し神に服従しない」、「肉であつて、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力を持ってはいない」、生来的な自然的な「自分の理性や力」(感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禪的修行等々)によっては「全く信じることができな」人間を振り返り見るとするならば)、その時、人間の運動は、本来まさに、ルターによって述べられているのは逆な仕方で記述されなければならない……」——すなわち、「恐れから愛へ」というルターの記述とは違って、区別を包括した単一性において、「恐れ」は「愛の〈後に続く〉なければならないのであつて、その逆ではない」、「愛が〈恐れ〉の根拠として名指され理解されなければならない」、それ故に「また、恐れは愛からして説明されなければならない」、「しかも、何かある愛から生じて来る何かある恐れというのではなく、神を愛する愛から生じて来る神を恐れる恐れについて今のことが言われるのである」、ちょうどルターが律法と福音を二元論的に分離・対立させて「律法と福音」(律法→福音)という順序で記述した(『キリスト者の自由』)のとは違って、バルトのように「福音と律法」(区別を包括した単一性において、律法はキリストの福音を内容とする福音の形式である、福音→律法)という順序で記述されなければならないように(『福音と律法』)、またちょうどキリストの死と復活は二元論的に分離し対立しているのではなく、区別を包括した単一性において、その死は復活に包括された死であるように(『教会教義学 神の言葉』)——「福音書の中ではすべてのことが受難の歴史に向かって進んでおり、しかもまた同様にすべてのことは受難の歴史を超えて甦り・復活の歴史に向かって進んでいる」、すなわち「旧約〔「神の裁きの啓示」・律法〕から新約〔「神の恵みの啓示」・福音〕への〔その復活に包括された〕キリストの十字架でもって終わる古い世」・時間は、復活〔「キリスト復活四〇日の福音」(使徒行伝一・三)、「実在の成就された時間」、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まことの現在」、「本来的な実在としてのイエス・キリストの新しい時間」・「新しい世」〕へと向かっている。「その時、人は、はじめて、神を恐れる恐れが神を愛する愛と並んで聖書全体の中に(実際に新約聖書の中にも)その場所を持っているということ、また何故そうであるのかということを理解する。「その時、人は、はじめて」、「神への愛」が、先ず以て先行する「われわれを愛し給う神の愛の中に基礎づけられており、神への愛は、この神に対して応答しているという想起を通して規定され、また限界づけられている場所であるということを理解する。「われわれを愛し給う神の愛の中に基礎づけられている」ところの、区別を包括した単一性における「神を恐れる恐れによって……規定され限界づけられている愛」が、「まことに存続するということ、

換言すればそのような愛がすべての偽りの恐れを締め出すということ、まさにすべてにまさって神を愛することに堅く踏み止まるということの中でこそ、まことの力強い愛である……。「自己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「父なる名の〈内〉三位一的特殊性」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）——すなわち、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示との〈間接的同一性〉」において存在している「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神の言葉である**聖書の中で証しされている「われわれを愛し給う」**キリストにあつての神としての神、「**その方が、われわれがその方をすべてにまさって愛することがゆるされることが、**〔われわれの側からしてではなくて〕**その方からしてまことである**」、**「その同じ神であり給うが故に、またわれわれがその方をすべてにまさって恐れなければならないということが、**〔われわれの側からしてではなくて〕**その方からして同じようにまことである**」。「その方が、われわれがすべてにまさって愛することが許されているが故にすべてにまさって恐れなければならない方であり給うという理由で」、キリストにあつての神としての「神を恐れる恐れは、人を癒す力を持つのである」、「それ故にこそ」、「まさに神を恐れる恐れに伴われ、それによって規定され限界づけられた愛……だけが、まことであり力強いのである」。このことが、「われわれが、〔愛と恐れという〕二つの概念を、ルターにおけるのとは逆の順序で置かれているのを見たいと願う理由である」。